

社会福祉法人名張育成会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：諸制度の通知

<対策>

- 令和5年8月～ 育児休業、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限及び所定労働時間の短縮措置の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者および管理職に対して積極的に周知する。

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- 令和5年10月～ 男性の育児休業の取得を促進するための措置
出生時育児休業および「パパ・ママ育休プラス」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについての周知等、男性の育児休業の取得を促進するための措置を実施する。
- 令和5年10月～ 育児休業に関する定めへの周知
労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。
また、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を事業主が知ったときに、当該労働者に対し当該事項を個別に知らせる。
- 令和5年8月～ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）

目標 3：非正規職員から正規職員への転換を毎年 2 名以上（内女性 1 名）となるようにする。

<対策>

- 令和 5 年 11 月～ 「正規職員登用制度」の見直しを行う。
- 令和 6 年 3 月～ 年 1 回定期的に「正規職員募集」を行う。

目標 4：全職員の有給休暇取得率を 70%以上とする。

<対策>

- 令和 5 年 8 月～ 柔軟に有給休暇を取得できる「半日、時間単位の有給休暇取得制度」の周知を行う。
- 令和 5 年 10 月～ 部門ごとの有給休暇取得率を所長会議で共有できるようにする。
- 令和 6 年 4 月～ 自分の有給休暇取得日数及び残日数が簡単にわかるようにする。
- 令和 7 年 4 月～ 「計画的付与制度」又は「個人別付与方式」を導入する。

以上